

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-3
処分の種類	組合の事業停止命令等			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第95条第2項			
処分の概要	知事は、組合が法令等の違反に対する措置命令に従わないときは、その組合に対し、役員 の解任を命じ、又は、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法第93条、第94条、第95条 (法令等の違反に対する処分) 第95条 行政庁は、第93条の規定により報告を徴し、又は第94条の規定による検査を行 った場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組 合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 (1)その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約 に違反していること。 (2)正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後 1年以内にその事業を開始しないこと。 (3)第1号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。 2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員 の解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処 分に違反し、又は組合が第1項第2号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命 令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることが できる。</p>			
基準の制定根拠				